

公民館の有料化検討における主な団体区分

No.	団体区分	団体区分の根拠
1	18歳未満の団体	—
2	障がい者団体（手帳保持者を主な構成員とする団体）	—
3	福祉団体（遺族会、手をつなぐ親の会、視力障害者の会等）	小金井市福祉団体補助要綱
4	社会教育関係団体（PTA連合会、スカウト協議会等含む）	小金井市社会教育関係団体登録要綱
5	高齢者団体（悠友クラブ）	小金井市悠友クラブ補助金交付要綱
6	町会、自治会等	町会、自治会等として市に届出をしている団体
7	子ども会育成連合会、健全育成地区委員会等	小金井市青少年健全育成補助金交付要綱
8	子どもの居場所づくり支援団体（子ども食堂等）	小金井市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱
9	ボランティア活動（手話、外国人支援等）	—
10	地域福祉活動（引きこもり、認知症、ヤングケアラー等支援）	—
11	NPO法人、社会福祉法人等	—
12	保護者会（保育園、幼稚園、学童等）	—
13	マンション管理組合	—
14	趣味活動（合唱、体操、楽器、芝居、陶芸、仲間づくり等）	—
15	習い事（子ども）（「講師あり」の活動）	—
16	習い事（成人、高齢者）（「講師あり」の活動）	—
17	市外構成員多数の団体	—
18	主催講座からの自主活動団体	—